

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」

臨時福祉給付金は住民税が課税されていない人などが、また子育て世帯臨時特例給付金は住民税が課税されている世帯で児童手当を受給している人などが受け取れる給付金です。申請方法と給付金の受け取りは次のとおりです。詳しくはお問い合わせいただくか、広報いが市5月15日号と同時配布のチラシをご覧ください。

① 申請書の請求



請求はがきに必要事項を記入の上、申請書を請求してください。請求はがきは、広報いが市5月15日号と同時配布のチラシに付属しています。請求期限はありませんが、申請期間内に申請書をお届けできないことがありますので、余裕を持って請求してください。

!! 申請書を請求していない人から申請書を郵送することはありません。心当たりのない申請書などが届いた場合は「振り込み詐欺」や「個人情報搾取」の恐れがあります。

※電話での請求は原則受け付けません。
《申請者が公務員の場合》
既に職場から申請書を発行されているときは、改めて請求する必要はなく、職場から発行された申請書を使用してください。

◆ 申請書を請求したら…

申請書の請求をした人に、6月下旬頃から順次、対象となる給付金の申請書を郵送します。どちらも対象となる場合は、「臨時福祉給付金」の申請書を郵送します。
※申請の対象とならない場合はその旨を通知します。
※届いた申請書を提出した人でも、その後の審査の結果によっては支給の対象とならない場合があります。
※この時期から、臨時福祉給付金関係の窓口などや、市ホームページでも申請書を直接入手できるように準備しています。

② 申請書の提出



必要事項の記入・押印の上、確認書類の写しを添付して、郵送・持参のいずれかで提出してください。記入方法や、必要な確認書類については、「記入要領」を同封しますので、参考にしてください。

《申請期間》

7月1日(火)～9月30日(火)

《提出先》

〒518-8501

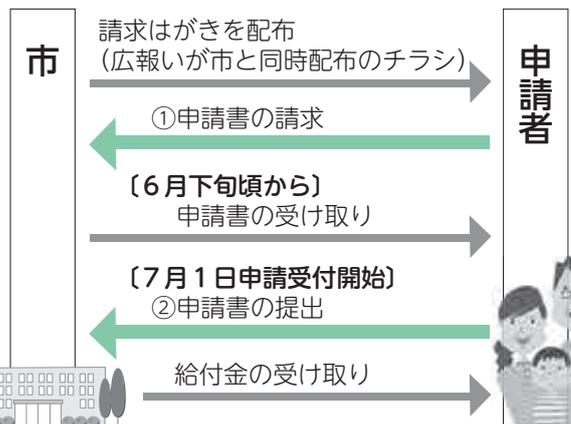
伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市役所健康福祉部厚生保護課
※持参の場合、厚生保護課臨時福祉給付金係 各支所住民福祉課へ提出してください。(平日の午前8時30分～午後5時15分)

《申請書や添付書類に

不備があった場合》

原則として電話での対応は行いません。提出された申請書と添付書類一式に、新しい申請書、訂正が必要な箇所を説明した文書、返信用封筒を同封して返送しますので、再度申請してください。

▼給付金を受け取るまでの流れ



◆ 申請書を提出したら…

申請内容を審査し、支給の対象となつた人に「支給決定通知書」を郵送します。また、通知書に記載している振込予定日に、指定された口座へ振り込みます。
※申請から支給までは、最長で1カ月程度かかります。
※審査の結果、支給の対象とならなかった人には「不支給決定通知書」を郵送します。
《振り込み不能となった場合》
原則として電話での対応は行いません。改めて振込口座を指定するための用紙と返信用封筒を送付しますので、再度提出してください。

◆ 食肉の安全を守るために

家畜保健衛生対策に対して助成します

【問い合わせ】 農林振興課
☎ 43-2302 FAX 43-2313

銘柄肉生産条件である食肉の安全を図るための伝染性疾病などの予防を目的として助成します。

【対象】

- 市内に住所がある次の農家・組合
- 肉牛・乳牛・種豚・肉豚小規模飼養農家
- 小規模飼養農家で構成される肥育組合と酪農組合

【対象家畜】 和牛・乳牛・豚

【対象病名】

- ①牛ヘモフィルス・ソムナス感染症予防注射
- ②牛伝染性鼻気管炎 (IBR) 予防注射
- ③三種混合ワクチン予防注射
- ④結核病・ブルセラ病検査
- ⑤ヨーネ病検査
- ⑥アカバネ病予防注射
- ⑦四種混合ワクチン予防注射
- ⑧異常産三種混合ワクチン予防注射
- ⑨五種混合ワクチン予防注射

- ⑩豚丹毒・肺炎混合
- ⑪ AR (萎縮性鼻炎)
- ⑫ SEP (流行性肺炎)
- ⑬日本脳炎

【助成金額】

- 牛：予防注射に要する事業費の 15%
- 豚：予防注射に要する事業費の 10%
- ※ 1,000 円未満切り捨て
- ※申請多数の場合、予算内で調整します。

【申請方法】

申請書に記入の上、郵送または持参で提出してください。

【申請期限】 5月30日(金)

【申請先】

〒518-1395
伊賀市馬場 1128 番地
伊賀市産業振興部農林振興課



◆ 農政について重要な役割を担う農業委員を選ぶ選挙です

農業委員会委員選挙

【問い合わせ】 選挙管理委員会事務局
☎ 22-9601 FAX 24-2440

農地の利用の調整や農業経営のことなど、農政について重要な役割を担う農業委員を選ぶ伊賀市農業委員会委員選挙を行います。

【投票日】 7月6日(日)

【任期】 3年

【立候補資格】

満 20 歳以上で、農地 10a 以上の耕作者またはそ

の同居の親族・配偶者で年間おおむね 60 日以上農業に従事している人

【立候補届出書類設置場所】

選挙管理委員会事務局・各支所振興課・各地区市民センターに 6月2日(月)から設置します。

【立候補の受付日時】

6月29日(日) 午前8時30分～午後5時

◆ 事前説明会

選挙区名	事前説明会		立候補受付場所
	とき	ところ	
小田・久米・長田・花之木・島ヶ原 新居・諏訪・三田・府中 上野町部・中瀬・友生・ゆめが丘 依那古・神戸・比自岐 猪田・花垣・古山	6月9日(月) 午後7時30分	ゆめぼりすセンター 2階大会議室	ハイトピア伊賀 5階学習室2 ※市役所本庁駐車場をご利用ください。
柘植・西柘植・壬生野	6月10日(火) 午後7時30分	いがまち公民館	伊賀支所
河合・鞆田・玉瀧・丸柱	6月11日(水) 午後7時30分	阿山支所	阿山支所
山田・布引・阿波	6月12日(木) 午後7時30分	大山田農村環境改善センター	大山田支所
阿保・上津・種生・矢持	6月13日(金) 午後7時30分	青山支所	青山支所